

## 小牧市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について公表する。

令和8年3月31日

小牧市監査委員 梅村圭輔

小牧市監査委員 石田知早人

### 定期監査の結果について

#### 第1 監査の対象及び実施期間

消防本部

消防総務課、予防課、消防署、東支署、南支署、北支署

対象期間 令和7年4月1日から令和7年11月30日までの所管業務

実施期間 令和7年12月24日から令和8年2月16日まで

#### 第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務及び所管する個別の事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を求め、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおいて監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。また、是正・改善を要する事項（指摘事項）が見受けられたので以下に記述した。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

#### 【指摘事項】

##### 《 消防総務課 》

- ・ 窓口で収納した現金を、正当な理由もなく当日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込んでいないものがあつた。速やかに業務を見直し規則に則した事務処理とされたい。

#### 付記事項

今回の監査を踏まえ、地方自治法第199条第10項に基づく監査委員の意見を以下に記述する。

#### 【意見】

##### 《 消防総務課 》

- ・ 消防団では、近年、5年未満の団員数は増加傾向にあり、高校・大学の文化祭や市内各種イベントでの加入促進活動など若年層への働きかけが一定の成果を上げていると考えられる。一方、団員の定数は確保されているものの、平均勤続年数は11.4年と長く、平均年齢は愛知県平均とほぼ同水準の42.7歳と団員の高齢化が進みつつあり、消防団の今後の活動への影響が懸念される場所である。

引続き消防団の活動を持続的なものとしていくためには、団員の意見やニーズの把握が重要と考える。現在も、団員へのアンケート調査の実施や2ヶ月に1回開催される消防団幹部会議での意見聴取等により、団員の意見の把握に努められているが、退団理由の把握や分析等についてはされていないとのことである。より多様な手法により団員の声を把握し分析することにより、新規加入につながる消防団の魅力向上や消防団活動の継続に向けた取組を推進されたい。

## 《 予防課 》

- ・ 住宅用火災警報器の設置については、市ホームページや毎年地区を変えて実施される一般家庭防火査察等において啓発活動をされているが、令和6年度の設置率は73.6%であり、令和4年度の72.0%と比較して伸び悩んでいる状況である。住宅用火災警報器の設置により火災の早期発見につながる効果は大きいことから、未設置世帯を特定した働きかけの検討や、設置率の低い地域を特定した地域別の啓発等、設置率の向上に向けたより効果的な取組を推進されるとともに、住宅用火災警報器の更新時期を過ぎた世帯等への更新の啓発に取り組むなど、一般家庭における更なる火災予防対策の促進に努められたい。

## 《 消防署及び各支署 》

- ・ 救急需要の増加は高齢化の進展に伴う構造的な課題である。令和6年4月から救急車を1台増台し常時6台体制で対応するとともに、救急要請が一時的に集中し待機中の救急車が手薄になった地域に、別の救急隊を移動待機させ現場到着時間を遅延させない取組を実施されている。こうした取組により、現在、全国的に到着遅延の発生が見受けられる状況下において、遅延なく対応されていることは高く評価できる。

今後も救急要請の増加が予測されることから、引き続き救急車の適正かつ効率的な配置及び運用に向けた分析に取り組み、更なる改善に努めるとともに、救急車の適正利用に資する効果的な啓発方法についても検討されたい。